

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和8年1月5日

札幌市水道事業管理者
水道局長 村瀬 利英

記

1 契約担当部局

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

メールアドレス：suido-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

給水装置工事電子申請システム構築業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和11年3月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

(6) 入札方法

本調達は、札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書、提案書類等を提出すること。

入札は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であり、かつ、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における上記分類への登録申請が済んでいる者であること。

なお、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記6(2)の入札書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先（令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）においても同じ）

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

【令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）について】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

【令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）について】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/3_buppin_teiji-r8-11.html

※なお、申請に係る詳細については、上記アの申請先に政府調達契約案件である旨を申し出た上で確認すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係等にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法

第2条第7項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

エ 本調達において、以下に掲げる「調達支援業者（この業者は本入札には参加できないものとする。）」と上記ア又はイと同視しうるほか、社員、使用人等関係も含め、当該業者といかなる資本関係、人的関係及び支援関係があると認められる場合

調達支援業者名：株式会社つうけんアドバンスシステムズ

住所：札幌市白石区本通19丁目南6番8号

(7) 品質管理体制についてISO9001:2008 又は ISO9001:2015、組織としての能力成熟度についてCMMI レベル3以上のうち、現行においていずれかの認証を受けていること。

(8) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際標準規格)、JIS Q27001 認証(日本工業標準規格)のうち、現行においていずれかを取得していること。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、「落札者決定基準」（入札説明書別添2）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（入札説明書別添2）に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、本調達に係る技術評価委員会及び一般競争入札参加資格審査委員会において、入札者から提出された提案書類を公正に審査し、行うものとする。

イ 入札価格の評価

入札価格については、「落札者決定基準」（入札説明書別添2）に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を付与する。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

上記ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数（「総合評価点」）が最も高い者を落札者とする。（※予定価格の制限の範囲内において、有効な入札があったことが前提となる。また、「落札者決定基準」（入札説明書別添2）に定める内容を全て満たしていることが前提となる。）

エ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点の場合）は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

オ 「総合評価点」の最も高い者を落札者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合の対応に当たっては、その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

(2) 落札決定予定日

令和8年4月10日頃

5 入札説明書の交付方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

上記1に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/info/index.html>

6 入札者に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す以下のア、イに係る書類を添付して、入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

イ 上記4の総合評価に係る提案書類（以下「提案書類」という。）

(2) 入札書及び入札説明書に示す上記ア、イに係る書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年2月20日(金)17時00分(送付の場合は必着のこと。)

イ 提出場所

上記1に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 入札書

持参又は送付による。なお、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

(イ) 審査書類

持参、送付又は電子メールによる。なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出た上で、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(ウ) 提案書類

持参又は送付による。なお、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年2月25日(水)13時30分

札幌市水道局本局庁舎1階 入札室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市水道局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号及び札幌市水道局競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第6条第3項の規定により入

札書を受理した場合で、上記3(2)に係る「令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」への登録について、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(2)アの提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。なお、詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and the quantity of the services to be procured: Development Services of Electronic Application System for Water Supply Facility Construction : 1 set.

(2) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 17:00 on February 20(Fri.), 2026

(3) Time limit for the submission of tender and relevant documents: 17:00 on February 20(Fri.), 2026

(4) Contact point for the notice: General Affairs Section, General Affairs Department, Sapporo City Waterworks Bureau, Odori-Higashi 11-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0041, Japan. TEL 011-211-7011

入札説明書

令和8年札幌市水道局告示第5号に基づく入札については、札幌市水道局契約規程、札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年1月5日

2 契約担当部局

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

メールアドレス：suido-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

給水装置工事電子申請システム構築業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

仕様書（別添1）による。

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和11年3月30日まで

(4) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

(5) 入札方法

本調達は、札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書、提案書類等を提出すること。

入札は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス

業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であり、かつ、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における上記分類への登録申請が済んでいる者であること。

なお、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記6(4)の入札書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先（令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）においても同じ）

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

【令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）について】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

【令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）について】

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/3_buppin_teiji-r8-11.html

※なお、申請に係る詳細については、上記アの申請先に政府調達契約案件である旨を申し出た上で確認すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係等にある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記1参照）

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- エ 本調達において、以下に掲げる「調達支援業者（この業者は本入札には参加できないものとする。）」と上記ア又はイと同視しうるほか、社員、使用人等関係も含め、当該業者といかなる資本関係、人的関係及び支援関係があると認められる場合

調達支援業者名：株式会社つうけんアドバンスシステムズ

住所：札幌市白石区本通19丁目南6番8号

- (7) 品質管理体制についてISO9001:2008 又は ISO9001:2015、組織としての能力成熟度についてCMMI レベル3以上のうち、現行においていずれかの認証を受けていること。
- (8) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際標準規格)、JIS Q27001 認証(日本工業標準規格)のうち、現行においていずれかを取得していること。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、「落札者決定基準」（別添2）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（別添2）に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、本調達に係る技術評価委員会及び一般競争入札参加資格審査委員会に

において、入札者から提出された提案書類を公正に審査し、行うものとする。

イ 入札価格の評価

入札価格については、「落札者決定基準」（別添2）に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を付与する。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

上記ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数（「総合評価点」）が最も高い者を落札者とする。（※予定価格の制限の範囲内において、有効な入札があったことが前提となる。また、「落札者決定基準」（別添2）に定める内容を全て満たしていることが前提となる。）

エ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点の場合）は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

オ 「総合評価点」の最も高い者を落札者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当と認められる場合の対応に当たっては、その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

(4) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和8年4月10日頃に行う予定である。

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(4)の通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 契約条項、仕様書等を示す場所及び問合せ先

上記2に同じ。ただし、本調達に係る「要件定義書」の提示場所については、以下の部署とする。

「要件定義書」の提示部署・場所： 札幌市水道局配水担当部給水装置課検査係（札幌市水道局本局庁舎2階） 電話 011-211-7055 住所は上記2に同じ

(2) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードすることができるが、本調達に係る「要件定義書」については、札幌市水道局配水担当部給水装置課検査係に申出することにより交付することとする。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/info/index.html>

(3) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、上記4の入札参加資格の審査に必要な書類（別記2「入札参加資格審査書類の提出について」参照。以下「審査書類」という。）を、下記(4)の提出期限（入札書の提出期限と同じ）までに上記2宛に提出しなければならない。提出に当たっては、持参、送付又は電子メールによることとし、送付により提出する場合は、審査書類を封筒に入れ、封筒に「令和8年2月25日（水）13時30分開札〔給水装置工事電子申請システム構築業務〕の審査書類在中」の旨を記載し、上記2宛に下記(4)の提出期限までに必着するよう送付すること。電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出た上で、下記(4)の提出期限までに送信し、その際の差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、いったん提出した審査書類については、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札書の提出期限

令和8年2月20日（金）17時00分（送付の場合は必着のこと。）

(5) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1「入札書」にて作成し、直接に提出する場合は入札書のみ封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月25日（水）13時30分開札〔給水装置工事電子申請システム構築業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

また、代理人が入札する場合にあっては、別紙2「委任状」は入札書と同封せず提出すること。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年2月25日（水）13時30分開札〔給水装置工事電子申請システム構築業務〕の入札書在中」の旨を記載した上で、上記アで作成したものを入れ、上記2宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

また、代理人が入札する場合にあっては、別紙2「委任状」は入札書に同封せず外封筒に入れること。

ウ 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、別紙2「委任状」を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 提案書類に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、落札者決定基準、仕様書等に基づき入札者から提案を求める。

(1) 提案書類の提出場所

上記2に同じ。

(2) 提案書類の提出期限

上記6の(4)に同じ。

(3) 提案書類の提出方法

「提案書作成要領」（別添3）によるものとする。いったん提出した提案書類については、原則、修正、差し替え、引き換え等は認めない。

(4) 提案書類の記載内容・要領については、「提案書作成要領」（別添3）によるものとする。

(5) 提案書類の作成及び提出に要する費用

全て入札参加者の負担とする。また、本件に係る提案書類の作成及び提出に要する費用のほか、本件の入札手続きに係る他の提出書類の作成及び提出に要する費用についても同様とする。

(6) 提案書類の権利関係

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、提案書類（本件の入札手続きに係る他の提出書類も含む）は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、提案書類の全部または一部を使用できるものとする。

なお、提案書類の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

(7) 提案書類の公表

総合評価に関する審査結果を除き、提出された提案書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

8 入札説明書、仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に関する質問の受付

入札説明書、仕様書等又は総合評価落札方式の手続に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年1月23日（金）17時00分まで

イ 提出場所

質問事項について、「質問書」（別添4）により簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。

なお、ファクシミリによる提出は認めない。

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「給水装置工事電子申請システム構築業務の質問について」とすること。

メールアドレス：suido-keiyaku@city.sapporo.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、適宜、上記2に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、札幌市水道局ホームページに掲載する。

9 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和8年2月25日（水）13時30分

札幌市水道局本局庁舎1階 入札室（住所は上記2に同じ。）

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別途日程を示し、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。

（ア）入札が無効となる入札参加者

（イ）予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

（ウ）上記（ア）又は（イ）に該当しない者のうち低廉な価格で入札した入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、本件の入札執行に係る上記(2)オに掲げる再度の入札までの間において、入札が無効となった者は、再度の入札への参加はできないものとする。

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市水道局契約規程第11条各号及び札幌市水道局競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札。

イ 札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、上記4(2)に係る「令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」への登録について、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札。

ウ 上記6(4)の入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札。なお、入札参加者から提出された上記6(3)の審査書類を審査した

結果、上記4の入札参加資格を有する者であると認められないことを確認した場合（審査書類の不備により入札参加資格を有することが確認できない場合を含む。）は、その旨を上記(1)の開札日時までに当該者に通知するとともに、その者の入札を無効とする。

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札。

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

10 プрезентーション及びヒアリングの実施

予定価格の制限の範囲内において有効な入札があった者であり、かつ、提出された提案書類の内容が「落札者決定基準」（別添2）に定める要件を満たす者について、真偽や実現性等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション等の日時などは入札者に対し、令和8年2月27日（金）17時までに連絡するものとする。

(1) 方法及び時間

プレゼンテーション（30分程度）を行った後、技術評価委員会の委員から提案書類の内容について質問（20分程度）を行い、入札者はその質問について直接その場で回答する形式により行う。

(2) 出席者

入札者に直接雇用されている者が出席すること。

(3) 説明資料

提案説明は、入札時に提出した提案書類を資料として行うこととする。また、説明時の補助としての資料は認めるが、当該資料については評価対象とはしない。

(4) プрезентーション等会場（予定）

札幌市水道局内（札幌市中央区大通東11丁目23）

(5) 開催予定日

令和8年3月17日（火）、18日（水）

詳細はプレゼンテーション等対象となる入札者に別途連絡する。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市水道局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

ウ 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市水道局契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得その他関係法令を遵守しなければならない(本市水道局の契約関係規程類は次のURLを参照)。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/keiyakukiteirui.html>

(5) 落札者が契約の締結までに要求される事項

落札者については、本市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合した管理体制を有していることを確認するため、別紙3「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」の提出を求め、当該基準に適合していることが確認できた際に、下記(8)の契約書の作成に移行するものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は水道事業管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付又はこれに代える担保の提供を行わなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

オ 上記4(2)に係る「令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」への登録申請後の審査において、落札決定までに当該審査が終了しないとき又は当該参加資格を有すると認められなかったとき。

(7) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合において、上記9(3)に基づき入札が無効となった者又は提案内容に関する評価において失格となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記9(2)オに掲げる再度の入札を含め、2回を限度として行う。ま

た、このことに係る再度の入札等の実施については、別途連絡する。

(8) 契約書の作成

- ア 契約の相手方（落札者）が決定し、本市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合した管理体制を有していることを確認した際には、本市が別途示す契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付又はこれに代える担保の提供が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に水道事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において水道事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 水道事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙4「契約書（案）」のとおり。なお、落札者が提出した提案書類については、その内容を契約の特記仕様書として契約条項に加え約定する。落札者は、契約の履行確保に当たり、当該特記仕様書の内容についても落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。

(10) 提案内容の履行確保について

- ア 上記(9)で約定した特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。ただし、本市の要求水準を満たしていない提案内容については、本市の是正指示に従い履行すること。
- イ 特記仕様書について、契約の相手方（落札者）が正当な理由なく履行せず、本市からその是正指示を受けたにもかかわらず、契約の相手方（落札者）がその指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を行う場合がある。
- ウ 上記イの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方（落札者）に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。
- エ 上記イの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(11) 参加資格の説明

上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(12) 本調達に係る委託料の積算

別添5のとおり

(13) 苦情の申立

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(14) 苦情の申立てに伴う取り扱い

上記(13)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

(15) その他

本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

以上